

第117号議案

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第19条第3号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。